

## 視覚障がい有権者への選挙公報の充実を求める意見書

国民の選挙権は平等であり、投票行動を左右する選挙公報についても、その内容の情報提供が平等に保障されるべきである。よって、国におかれては、視覚障がい有権者に、点字、音声、拡大文字など当事者に適した媒体による選挙公報が保障されるよう、次の事項について要望する。

### 要望事項

1. 視覚障がい有権者に、点字、音声、拡大文字など当事者に適した媒体による選挙公報が提供されるよう、ガイドライン策定、公職選挙法の改正など法整備を進めること。
2. 視覚障がい有権者に適した選挙公報を提供するために必要な選挙管理予算を確保すること。
3. 国民の選挙権は平等であり、視覚障がい有権者の選挙権も平等に保障されるべく、視覚障がい有権者への選挙公報充実に関する啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月18日